

平成 26 年版
不動産コンサル過去問題集
【正誤のお知らせ】

(3641)

平成 26 年 10 月 6 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P345 真ん中 道路幅員による容積率を求め る。の次 3 行	$(W_a+W_r) \times \frac{6}{10} = (2.4+6) \times \frac{6}{10}$ $=504\%$ したがって、道路幅員による容積率 504% より	$(W_a+W_r) \times \frac{4}{10} = (2.4+6) \times \frac{4}{10}$ $=336\%$ したがって、道路幅員による容積率 336% より

平成 26 年版
不動産コンサル過去問題集
【法改正・正誤のお知らせ】

(3641)

平成 26 年 9 月 22 日
株住宅新報社
出版・企画グループ
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P222 第 27 問 肢 2 上 1 行目	平成 26 年 3 月 31 日までに建築された	平成 28 年 3 月 31 日までに建築された
P222 第 27 問 肢 3 下 4 行目	平成 26 年 3 月 31 日までの	平成 28 年 3 月 31 日までの
P224 第 29 問 肢 1 上 6 行目	平成 25 年 12 月 31 日までに、	平成 27 年 12 月 31 日までに、
P225 第 29 問 肢 4 下 5 行目	平成 26 年 3 月 31 日までの	平成 28 年 3 月 31 日までの
P300 第 31 問 肢 1 最後に追加	なお、平成 26 年度税制改正により、その適用期限が 3 年延長され、平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡とされるとともに、買換資産の対象区域の範囲が拡充され都市開発区域内にある市街化区域が加えられた。	
P301 第 31 問 肢 4 最後に追加	なお、平成 26 年度税制改正においては、その適用期限は延長されていない。	
P303 第 33 問 肢 3 表中 中小企業者の少額減価償却 資産の項 個人法人共通の欄 上 1 行目	平成 26 年 3 月 31 日の取得	平成 28 年 3 月 31 日の取得
P380 第 32 問 肢 3 最後に追加	なお、平成 26 年度税制改正により、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得する買換資産は「既成市街地等外の市街化区域（近郊整備地帯等・都市開発区域・政令指定都市内にあるものに限る）内」とされた。	

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P222 第 27 問 肢 1 下 1 行目	(租税特別措置法 41 条 <u>11</u> 項・ <u>14</u> 項)	(租税特別措置法 41 条 18 項・ 21 項)